

地域でサロンをひらきませんか。かかった費用の一部を助成します。

ゆい ゆい ゆい ゆい

町内会・自治会活動応援



交流会 助成



福祉のまちづくり をめざして

社会福祉協議会では、地域にお住まいの方々が、お互いに連帯感をもって、よりふれあい豊かで魅力ある地域社会づくりを行う活動を応援しています。

「ゆいゆい交流会(サロン)」って何?

主に高齢者が参加し、地域内の居場所として開かれる継続的な交流会のことです。



ゆいゆい交流会への助成について

□内容 地域の連帯感を図るために、地域の居場所づくりを目的として実施する交流会(サロン)で、町内会単位で行う活動に対して、かかった経費の一部を助成します。

□助成について

◆対象

- ・地域の会館や集会所、公民館等の施設を利用した **地域内での交流会**
- ・4月～翌年2月までに開催する交流会
- ・**高齢者を交えた活動であること**
但し、助成対象については、**年齢制限はありません。**

◆助成金額

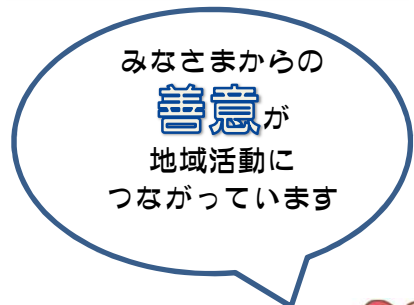
- ・参加者1人に対し500円(上限) ※年2回まで

例)対象となる交流会の内容

- 定期的な交流会や茶話会
- 地域住民の集い・世代間交流会
- 高齢者の集い
- レクリエーション活動 など



忘新年会や役員会後の懇親会・伝統伝承行事、仏事、神事及びその後の直



社会福祉法人大仙市社会福祉協議会各支所へお問合せください



交流会を開催したいという
熱い思い

助成

※年2回まで助成
※一人500円(上限)

①申請

【提出書類】
「実施申請書(様式1)」
または(様式2)

③報告

【提出書類】
「参加者名簿(様式4)」
「実施報告書(様式5)」
「助成金請求書(様式6)」

決定

②開催

交流会の内容に
困ったら社協の
「**無料出前講座**」
をご利用ください。

ゆいゆい
YUIYUI

■交流会などのイベントにご活用ください

□社協職員による無料出前講座

- ・地域づくりについて
- ・軽体操で介護予防
- ・趣味やゲームなど
- ・介護保険サービスについて
- ・上手な介護のしかた

…など詳しくは社協職員まで

□レクリエーション用具貸出

- ・風船バレー
- ・輪投げ

…などほかにもたくさんのレクリエーション用具があります。
貸出用具の種類や貸出方法など詳しくは社協職員まで。

社会福祉法人大仙市社会福祉協議会

地域支えあい活動推進事業「ゆいゆい交流会」実施要綱

(主旨)

第1条 誰もが安心して安全に生活できる地域をつくるため、町内会及び自治会等小地域の住民が、自主的かつ定期的に、地域での居場所づくりとなる交流事業「ゆいゆい交流会」(以下「交流会」という。)を開催し、お互いの連帯感やネットワークの構築等、地域福祉の充実を図るために実施する。

(目的)

第2条 前条に掲げた活動を促進するため、社会福祉協議会が交流会の経費の一部を助成する。

(実施主体)

第3条 交流会の実施主体は町内会等とする。
但し、複数の町内会及び自治会等で合同開催することもできる。

(事業内容)

第4条 第1条の主旨に沿ったもので、町内会及び自治会単位で行われる地域の高齢者を交えた次の活動とする。

- (1) 地域住民の集い(定期的な交流会、茶話会)
- (2) 世代間交流会
- (3) 高齢者の集い
- (4) レクリエーション活動
- (5) そのほか会長が認めるもの

(実施期間)

第5条 4月1日から翌年2月末日の間までに行うこととする。

(実施場所)

第6条 交流会は、地域内の会館や集会所、または公民館等の施設で行うこととする。

(助成金)

第7条 助成額は、参加者1人に対し500円を上限とし助成をする。

2 助成回数は年2回までとする。

(申込)

第 8 条 社会福祉協議会各支所へ「ゆいゆい交流会実施申請書(様式 1)」によって、申込をする。

- 2 2 回目の申請を追加で行う場合は、「第 2 回ゆいゆい交流会実施申請書(様式 2)」により申込をする。

(助成の決定)

第 9 条 社会福祉協議会は、申請について前条の規定に基づき、助成の可否について決定する。

- 2 決定後、社会福祉協議会は申請した町内会及び自治会に対し「ゆいゆい交流会助成について(様式 3)」により通知する。

(実績報告)

第 10 条 町内会及び自治会等は交流会を実施後、社会福祉協議会に対し、すみやかに「ゆいゆい交流会参加者名簿(様式 4)」「ゆいゆい交流会実施報告書(様式 5)」により実績報告を行う。

(助成金の請求)

第 11 条 社会福祉協議会は、町内会及び自治会等からの前条に掲げる報告を確認した後、「ゆいゆい交流会助成金請求書(様式 6)」に基づき助成金を支払う。

(財源)

第 12 条 この事業については、次の財源の一部を活用する。

- (1) 社会福祉協議会会費の一部
- (2) 赤い羽根共同募金配分金の一部

(補則)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

社会福祉法人大仙市社会福祉協議会

地域支えあい活動推進事業「ゆいゆい交流会」実施要領

この実施要領では、「地域支えあい活動推進事業ゆいゆい交流会実施要綱」（以下「実施要綱」という。）に基づき、より充実した事業の実施に必要な事項を定める。

1) 対象者

地域の高齢者を含めた地域住民であること

2) 実施内容について

実施要綱の主旨を実行するために、町内会・自治会が自主的に行う次のような交流会に対して助成を行う。

◎地域の高齢者を含めた交流会であること

◎お互いの連帯感やネットワークづくり、地域での居場所づくりとなる活動であること。

例) ・定期的な交流会、茶話会

・世代間交流会（三世代交流）

・レクリエーション活動

・高齢者の集い（一人暮らし高齢者の集いも含む）

※次のような参加者を限定する交流会や、実施要綱の主旨とは異なる交流会には助成しない。

・地域の子ども会や老人クラブ等既存の団体が単独で実施する活動

・地域のお祭り、伝統・伝承行事、仏事、神事とその後の直来

・町内会、自治会の総会、役員会後に行われる懇親会や忘新年会等の宴会

3) 実施場所について

ゆいゆい交流会は、地域に根付く交流会を目指すために、実施要綱の第6条に定める場所での開催とする。

地域を離れた温泉施設や旅行、行楽、観光等を目的とした交流会には助成しない。

4) 助成であることの周知について

この事業は実施要綱第11条にあるとおり、地域住民からの善意で実施しているため、実施町内会及び自治会に対し参加者に対して大仙市社会福祉協議会で実施する本事業及び実施要綱第11条で掲げる財源からの助成であることを周知するよう求めること。

附 則

この実施要領は平成27年4月1日より施行する。

(様式1)

平成 年 月 日

社会福祉法人大仙市社会福祉協議会長 様

自治会名 (合同の場合は代表)

会長名 印

住 所

電 話

ゆいゆい交流会実施申請書

町内会・部落会・自治会の概要				
自治会名	人口	世帯数	班数	自治会の特徴
代表の自治会名				
合同開催する自治会名				
合同開催する自治会名				

(人口・世帯数は把握している範囲でご記入ください)

開催予定日	場 所	参加予定者数	内 容
平成 年 月 日			
平成 年 月 日			

※参加予定者数については、できるだけ正確な人数を記入してください。

【複数自治会でゆいゆい交流会を合同開催する場合】

※代表する自治会が提出してください。

※助成については、年2回の開催まで行います。

開催数については代表する自治会（申請書を提出した自治会）のカウントとなります。

(様式2)

平成 年 月 日

社会福祉法人大仙市社会福祉協議会長 様

自治会名 (合同の場合は代表)

会長名 印

住 所

電 話

第2回ゆいゆい交流会実施申請書
(追加申請)

【1回目実施状況】

交流会 1回目 報告		
開催日	場所	参加者数
平成 年 月 日		

【追加申請分】

開催予定日	場 所	参加予定者数	内 容
平成 年 月 日			

※参加予定者数についてはできるだけ正確な人数を記入してください。

【合同開催の場合、下記を記入すること】

合同開催する自治会名	人口	班数	世帯数	自治会の特徴

(人口・世帯数について把握している範囲でご記入ください。)

【交流会開催のうち1回を複数自治会で合同開催した場合】

※交流会に対する助成は年2回まで行いますが、開催数については代表する自治会(申請書を提出した自治会)のカウントとなります。